

**令和6年度国庫補助金
重要文化財「菅茶山関係資料」美術工芸品保存修理事業概要**

1 事業対象の文化財の概要

重要文化財「菅茶山関係資料」（所有者：広島県） 平成26年8月21日指定

点数：5,369点（著述稿本類、文書・記録類、書画類、書状類、典籍類、絵図・地図類、器物類）

2 事業目的

備後国安那郡川北村（福山市神辺町）の漢詩人、儒学者、教育者であった菅茶山（1748～1827）に関わる資料である「菅茶山関係資料」5,369点について、保存と活用を図るために、特に傷みのある資料から保存修理を行う。

3 全体の事業期間

令和6年度は、第2期5か年計画の5年目に当たる。

第2期5か年計画では、草稿（著述稿本類、文書・記録類）と第1期で修理未了の書画類を組み合わせ、修理を行う。

草稿は、菅茶山の思想や活動の根本を示す資料であり、第2期では優先的に修理を行う計画である。令和6年度は著述稿本類6点と書画類2点（掛幅装）の修理を行った。

4 本年度総事業費及び交付決定金額

(1) 収入の部

(2) 支出の部

区 分	金 額	備考	区 分	金 額	備考
所有者負担額	円 1,250,000		(項) 修理費 (目) 委託料	円 2,440,669	
国庫補助額	1,250,000		(項) 事務費 (目) 旅 費 (目) 需用費	57,690 1,641	
合 計	2,500,000		合 計	2,500,000	

5 本年度の修理事業の概要

〔著述稿本類〕

- (1) 黄葉夕陽村舎詩 一 (指定番号 著述稿本類 39 (管理番号 G008-085))

【寸 法】縦 24.5 cm、横 16.8 cm

【現状と方針】

- ア 修理では、クリーニング、皺伸ばし、補修を行う。
- イ 虫損の補修は、必要最小限に留め、漉きむらに起因する穴も、特段の事情がない限り、現状のままとする。
- ウ 表紙題箋（竹紙）の補修紙は、題箋本紙の強度が弱いため、竹紙のみで作成する。また、後世の再修理で題箋を傷めず取り外せるように、補修後の題箋に楮紙（薄美濃紙）で裏打ちを行う。
- エ 綴じ紐を新調する。
- オ 和紙の収納カバーを新調し、資料を挟むことで本紙を保護する。



修理前



著述稿本類 39・40 (題箋修理後)

- (2) 黄葉夕陽村舎詩 二 (指定番号 著述稿本類 40 (管理番号 G008-073))

【寸 法】縦 24.6 cm、横 16.9 cm

【現状と方針】

- ア 修理では、クリーニング、皺伸ばし、補修を行う。
- イ 虫損の補修は、必要最小限に留め、漉きむらに起因する穴も、特段の事情がない限り、現状のままとする。
- ウ 表紙題箋（竹紙）の補修紙は、題箋本紙の強度が弱いため、竹紙のみで作成する。また、後世の再修理で題箋を傷めず取り外せるように、補修後の題箋に楮紙（薄美濃紙）で裏打ちを行う。
- エ 裏表紙（別の冊子の表紙を再利用）の一部に断片が移動したような跡が見られるが、糊跡がまたがっており、著述稿本類 40 の表紙作製時には既に現在の位置に移動していたと考えられることから、現状維持のまま補修する。
- オ 従来、題箋の破片の一部とされていたものが、マイクロフィルムの紙焼き写真に写る不審紙と一致することが判明したため（紙の形と大きさ及び糊跡が一致）、当該箇所に戻す。
- カ 綴じ糸を新調する。
- キ 和紙の収納カバーを新調し、資料を挟むことで本紙を保護する。



裏表紙(修理前)



移動した断片

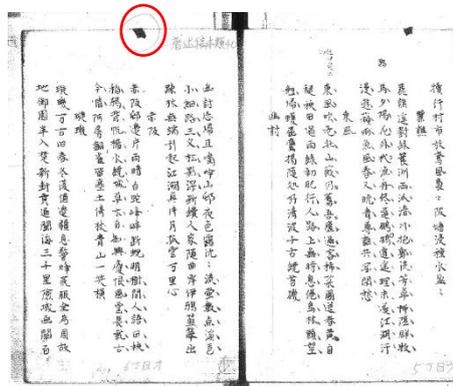


裏表紙の裏面

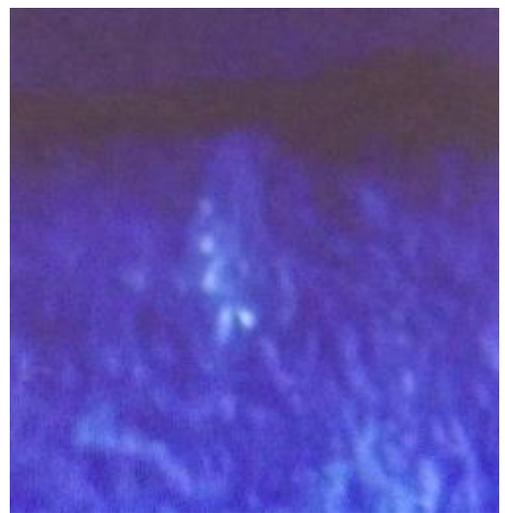
※白く見える箇所が糊跡。
断片の継ぎ目に糊跡が
またがっている。



題箋の破片の一部とされていた不審紙



紙焼き写真(4丁目ウ~5丁目オ)



ブラックライトによる糊跡の確認(糊跡の位置と形、大きさが一致する)



修理後

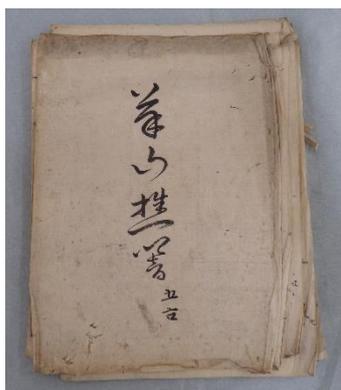
※ブラックライトで短波長の紫外線を放射すると、
糊跡が光って見える。

(3) 茶山樵響五古（指定番号 著述稿本類 74（管理番号 G009-008、G006-1-100））

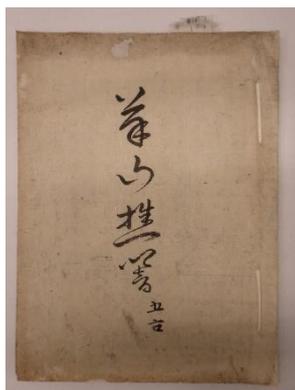
【寸 法】縦 25.5 cm、横 17.4 cm

【現状と方針】

- ア 修理では、クリーニング、皺伸ばし、補修を行う。
- イ 虫損の補修は、必要最小限に留め、漉きむらに起因する穴も、特段の事情がない限り、現状のままとする。
- ウ 紙縫りを新調する。
- エ 和紙の収納カバーを新調し、資料を挟むことで本紙を保護する。



修理前



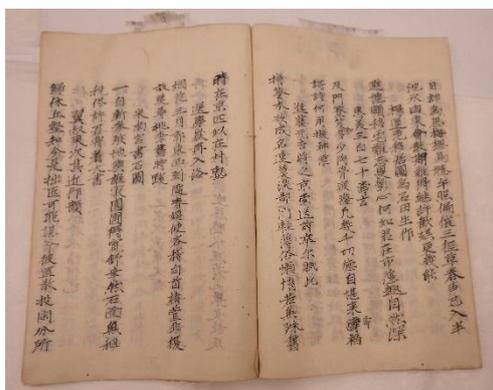
修理後

(4) 黄葉夕陽村舎詩（指定番号 著述稿本類 75（管理番号 G008-042））

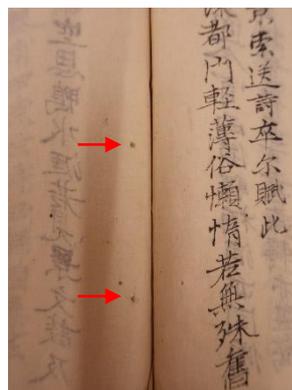
【寸 法】縦 25.0 cm、横 17.4 cm

【現状と方針】

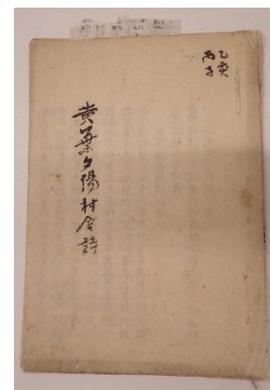
- ア 修理では、クリーニング、皺伸ばし、補修を行う。
- イ 虫損の補修は、必要最小限に留め、漉きむらに起因する穴も、特段の事情がない限り、現状のままとする。
- ウ 12 丁目から巻末にかけて、別の綴じ穴（現在未使用）が確認されたが、修理では、現在の綴じ穴を使用して綴じ直す。
- エ 紙縫りを新調する。
- オ 和紙の収納カバーを新調し、資料を挟むことで本紙を保護する。



11～12 丁目（修理前）



未使用の綴じ穴



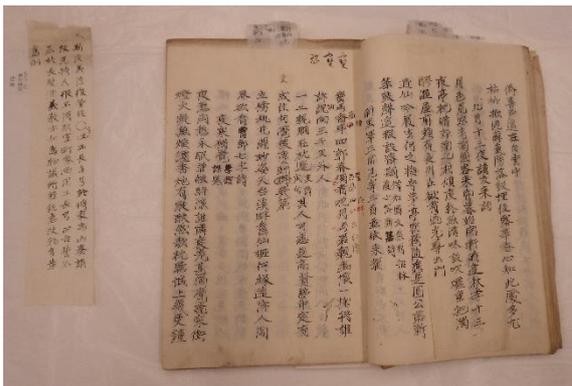
修理後

(5) 黄葉夕陽村舎詩 (指定番号 著述稿本類 76 (管理番号 G008-047))

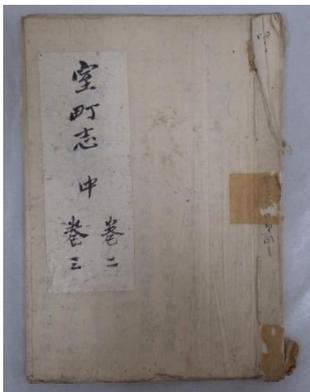
【寸 法】縦 24.8 cm、横 17.5 cm

【現状と方針】

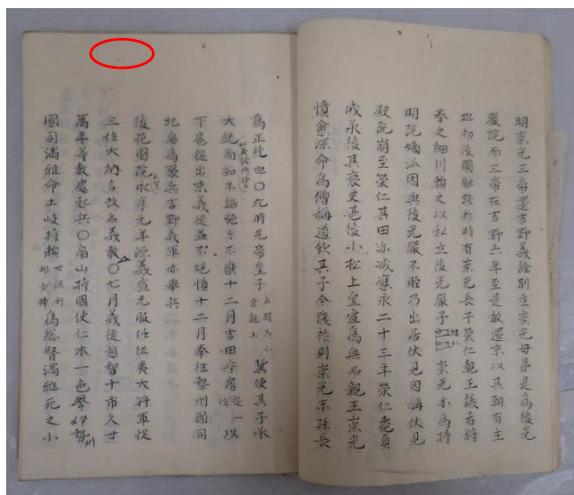
- ア 修理では、クリーニング、皺伸ばし、補修を行う。
- イ 虫損の補修は、必要最小限に留め、漉きむらに起因する穴も、特段の事情がない限り、現状のままとする。
- ウ 29～30 丁目間の糊離れした付箋は、著述稿本類 547「室町志」から脱落后に混入した可能性が高いため、修理後は紙のタトウに挟み、経緯を記した紙と共に著述稿本類 547 と併せて保管する。
- エ 43 丁目の本紙下端から飛び出した付箋は、飛び出しの長さがごく短く、平時は平置きで保存するため、付箋の皺を伸ばして補強した後、飛び出し部分は折り込まない。
- オ 本紙の寸法は、1～34 丁と 35～67 丁で大きく異なり（後半の方が大きい）、表紙に角巻紙が付されている。表紙を開く時に角巻紙が裂けないように、取り扱い上、支障が出ない範囲でゆとりをもたせて角巻紙を貼り直す
- カ 紙縫りを新調する。
- キ 和紙の収納カバーを新調し、資料を挟むことで本紙を保護する。



29～30 丁目に挟まっていた付箋 (修理前)



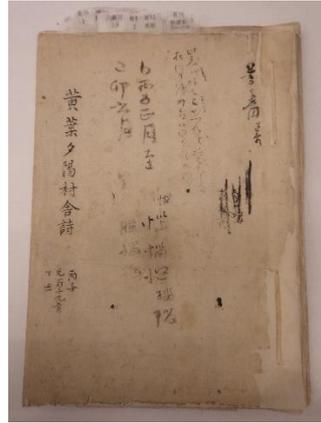
著述稿本類 547「室町志 中」



著述稿本類 76 の脱落付箋が貼られていたと考えられる位置 (著述稿本類 547)



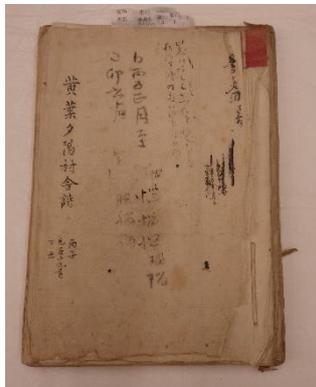
本紙 43 丁目下端を飛び出した付箋
(修理中)



修理後



下端を飛び出した付箋 (修理後)



角巻紙 (表紙、修理前)



角巻紙 (裏表紙、修理前)



角巻紙の裂け (修理前)



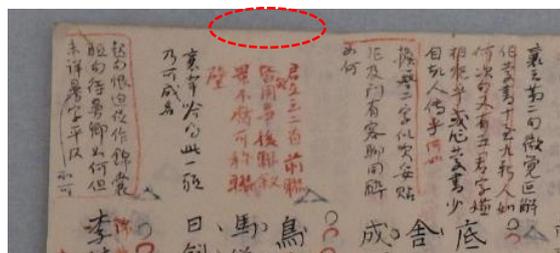
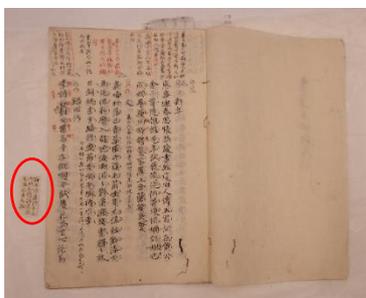
前半と後半で大きさが異なる本紙 (修理中)

(6) 黄葉夕陽村舎詩（指定番号 著述稿本類 77（管理番号 G008-043））

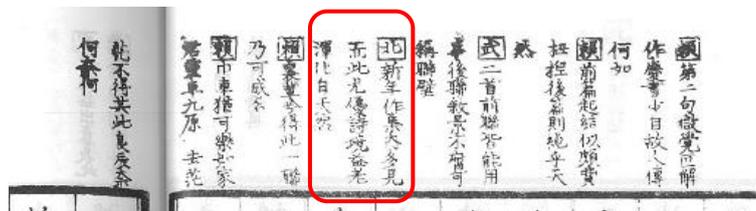
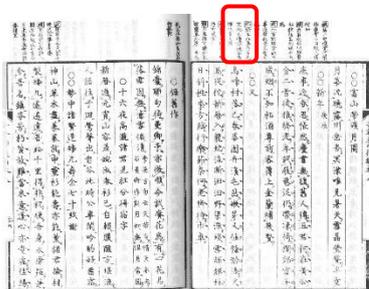
【寸 法】縦 24.9 cm、横 17.3 cm

【現状と方針】

- ア 修理では、クリーニング、皺伸ばし、補修を行う。
- イ 虫損の補修は、必要最小限に留め、漉きむらに起因する穴も、特段の事情がない限り、現状のままとする。
- ウ 表紙と1丁目の間の糊離れした付箋は、刊本の記述と糊跡を確認した結果、元の場所が特定されたため、貼り戻す。
- エ 裏表紙の背側の料紙寸法が本紙より長いが、修理では、内へ折り込まずに現状のままとする。
- オ 紙縫りを新調する。
- カ 和紙の収納カバーを新調し、資料を挟むことで本紙を保護する。



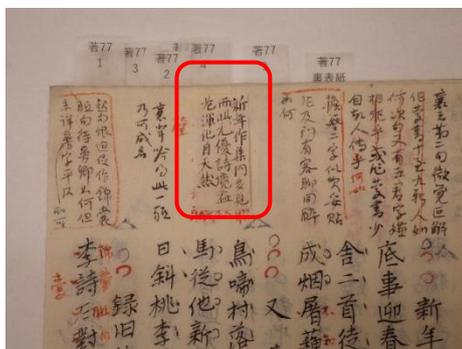
表紙と1丁目に挟まっていた付箋（修理前）



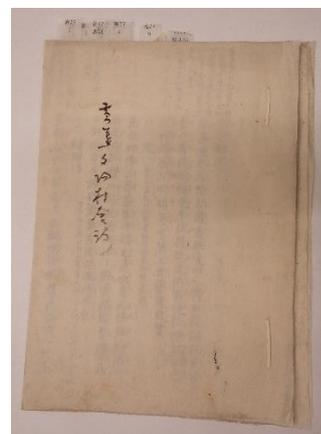
『黄葉夕陽村舎詩』後編巻8（刊本）



ブラックライトによる糊跡の確認



貼り戻し位置（修理中）



修理後

〔書画類〕

(7) 飛驒藤橋画 (指定番号 書画類 1 (管理番号 G004-002))

【寸 法】縦 133.4 cm、横 56.6 cm

(8) 飛驒箆渡画 (指定番号 書画類 2 (管理番号 G004-003))

【寸 法】縦 133.4 cm、横 56.8 cm

【現状と方針】

ア 修理では、掛幅装を解体し、クリーニング、旧肌裏紙等の除去、補修を行う。本紙の地合いを損なわない色味で肌裏紙等を打つ。

イ 修理前は、裏打紙が一層しか打たれていなかったが（総裏が肌裏を兼ねた状態）、修理では、裏打ちを適宜施す。

ウ 修理前は、本紙の左右両端に柱がなかったが、取り扱い上の安全性を考慮し、修理では、柱を付けた丸表装とする。また、表装は、紙から裂に改める。

エ 修理前の本紙と表装の間の糊代幅が大きいですが、糊代幅を小さくすると、それまで隠れていた箇所
の糊跡が目立ち、観賞の妨げとなることから、修理では、元の糊代幅を踏襲する。

オ 修理前は、軸首がなく、軸木の切断面に裂を貼り付けていたが、修理では、太巻添軸を新調するため現状のままとし、軸首は取り付けない。

カ 修理前は、軸端に貼り付けた裂に綿が入っていなかったが、修理前の表装は菅茶山自身によるものではなく、また綿を入れることで軸木の縁部分の裂にかかる負担を軽減する効果が期待できることから、修理に際して綿を入れる。

キ 本紙の明るい箇所にあわせた基調色一色を用いて、補修箇所に補彩を施す。

ク 表装裂、軸木、八双、環、紐を新調する。

ケ 桐屋郎箱及び桐太巻添軸を新調する。



書画類 1 (修理前)



書画類 2 (修理前)



修理中 (仮張り)



軸端 (書画類 1、修理前)



糊代幅 (書画類 2 上端、修理前)



本事業は、文化庁美術工芸品重要文化財修理事業国庫補助金の交付を受けて実施されています。

Supprted by the Agency for Cultural Affairs. Government of Japan in the fiscal 2024